

令和 2 年

綾瀬市議会 5 月臨時会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
2 5	綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
2 6	専決処分の承認について（綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例）	2
2 7	専決処分の承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	4
2 8	綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	6
2 9	専決処分の承認について（令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号））	別 冊
3 0	専決処分の承認について（令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第1号））	別 冊
3 1	令和2年度綾瀬市一般会計補正予算（第2号）	別 冊
3 2	令和2年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊

綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を綾瀬市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

- 1 住 所 綾瀬市小園 [REDACTED]
 - 2 氏 名 山 田 正 志
 - 3 生年月日 昭和24年 [REDACTED]
- 令和2年5月11日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和2年5月21日をもって任期が満了することに伴い再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年5月11日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

介護保険法施行令の改正に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「18,900円」を「14,600円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「18,900円」を「14,600円」に、「27,700円」を「20,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「18,900円」を「14,600円」に、「37,600円」を「36,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年3月30日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年5月11日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年3月31日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険条例（昭和34年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第7条第2項」の次に「及び附則第5項」を加える。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）」を付し、同項を次のように改める。

- 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下この項及び第4項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当分の間、傷病手当金として1日につきその支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を支給する。ただし、健康保険法第40条第1項の標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を超えるときは、その額とする。

附則に次の3項を加える。

- 3 前項の傷病手当金の支給期間は、被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から1年6月を限度として、その労務に服するこ

とができない期間のうち、労務に服することを予定していた日までの期間とする。

- 4 前項の支給期間のうち、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、支払を受けることができる給与等の金額が第2項の規定により支給されるべき額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第2項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項及び附則第2項から第5項までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

(適用範囲)

- 2 改正後の附則第2項から第5項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日がこの条例の適用の日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

令和2年5月11日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。